

国内募集型企画旅行条件書

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書面」及び同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は株式会社エイチ・アイ・エス エクスぺリエンス ジャパン(東京都新宿区西新宿6-8-1 住友不動産新宿オークタワー26 階、東京都知事登録旅行業第 2-5877 号 以下「当社」といいます)が、お客様の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容、並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、当社ホームページ、募集広告(パンフレット等)のプログラムごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(以下「予約確認書」といいます)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

3. 旅行のお申し込み及び契約成立時期

(1) 「通信契約」の場合

当社提携クレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」といいます)を条件にお申し込みを受けた場合、以下の通りとなります。(取扱旅行業者等により取り扱いできない場合があります。また利用できるカードの種類も取扱旅行業者等により異なります。)

契約成立は、当社が電話または郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき(E-mail 等電子承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様に到達したとき)とします。またお申し込み時には「募集型企画旅行の名称」「プログラム参加日」「カード会社・会員名義・会員番号・カード有効期限」等を通知していただきます。

「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。また取消料のカード利用日は「契約解除依頼

日」とします。(ただし、契約解除依頼日が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除依頼日の翌日から起算して7日間以内をカード利用日として払い戻します。)

与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、当社の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。ただし、当社が別途指定する期日までにクレジットカード以外の方法による旅行代金のお支払いをいただいた場合にはこの限りではありません。

(2)「通信契約」以外の場合

当社は、電話、ファクシミリその他通信手段による旅行契約の予約を受け付けます。予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に旅行代金の全額を一括にてお振込みいただきます。なお、当該期間中に旅行代金が支払われないときは、当社はお申し込みがなかったものとして取り扱います。旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。

4. 申込条件

- (1)お申し込み時点で20歳未満の方は、保護者の同意書が必要です。
- (2)旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行が必要です。
- (3)特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで、特別な配慮を必要とする方は、その旨旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じますが、医師の健康診断書を提出していただく場合もあります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のため介助者/同伴者の同行などを条件とさせていただくか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- (5)お客様のお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。
- (6)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
- (7)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、当社が手配旅行契約で別途料金をお支払いいただく条件でお受けすることもあります。
- (8)お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨及び復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。

(9)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は募集型企画旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合には、ご参加をお断りする場合があります。

(10)その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と予約確認書のお渡し

(1)当社は旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます)をお渡しします。契約書面はパンフレット、当社ホームページ、本旅行条件書により構成されます。

(2)本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社はお客様に、集合時間・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した予約確認書を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日までにお渡しすることがあります。また、お渡し日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

6. 旅行代金について

(1)本旅行条件書の各項でいう旅行代金は、募集広告(パンフレット等)、当社ホームページに旅行代金として表示した金額に追加代金として表示した金額を加え、割引代金として表示した金額を差し引いた金額をいいます。この合計金額は、第13項(1)の「取消料」第14項(1)の「違約料」、第22項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

(2)参加されるお客様のうち、特に注釈がない場合、満12歳以上の方は大人代金、満6歳以上12歳未満の方は子供代金となります。

(3)旅行代金はプログラムごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。

7. 追加代金及び割引代金

(1)第6項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます)

1人部屋を使用される場合の追加代金(大人・子供一律1名様代金です)

ホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金

「食事なし」コース等を基本とする「食事付き」コース等との差額代金

ホテルの宿泊延長のための追加代金

航空会社指定ご希望をお受けした場合の追加代金

航空座席のクラス変更に要する運賃差額

その他募集広告(パンフレット等)、当社ホームページで「追加代金」と称するもの。

(2)第6項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。

パンフレット等で「割引代金」と称するもの。(あらかじめ、割引後の旅行代金を設定した場合を除きます。)

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金(この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金{原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆるお客様に一律に課されるものに限り、以下同様とします。}を含みません。)また、パンフレット内でファーストクラス席、ビジネスクラス席と明示されていない場合は、エコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。
- (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・港と宿泊場所、旅行日程にお客様負担と表記してある場合を除きます)
- (3) 旅行日程に明示した観光の料金(バス等料金・ガイド料金・入場料等)
- (4) 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金(パンフレット等に特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします)
- (5) 旅行日程に明示した食事の料金(機内食は除外)及び税・サービス料金
- (6) 手荷物の運搬料金
お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金(お1人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくは係員におたずねください)。手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に委託手続きを代行するものです。
- (7) 講師代、通訳案内士の経費

9. 旅行代金に含まれないもの

前8項の他は旅行代金に含まれません。その一部は以下に例示します。

- (1) 超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を越える分について)
- (2) クリーニング代、電報電話代、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付け、その他追加飲料等個人的諸経費及びそれに伴う税・サービス料
- (3) 傷害、疾病に関する医療費
- (4) 渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・証紙料金・査証料・予防接種料金・渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金等)
- (5) 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
- (6) 日本国内の空港を利用する場合の空港施設使用料
- (7) 日本国内の空港税・出国税及びこれに類する諸税
- (8) 旅行日程中の空港税・出国税及びこれに類する諸税
- (9) ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー(別途料金の小旅行)の料金
- (10) 運送機関の課す付加運賃・料金

10. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、当社提携先である体験提供者の事情等によるサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

11. 旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の変更は一切いたしません。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、募集型企画旅行の募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (4) 第 10 項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責任に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

12. お客様の交代

- (1) お客様は、当社の承諾を得て、旅行契約上の地位を、お客様が指定した第三者に譲渡することができます。この場合お客様には、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ、1 人あたり 5 千円の手数料をお支払いいただきます。ただし、当社は、業務上の都合があるときは、お客様の交替をお断りする場合があります。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は、当社が、地位の譲渡を承諾しかつ手数料を受領したときに効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲りうけた第三者がお客様から旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継することになります。

13. お客様による旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行開始前

お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして取消料の支払いを受けます。ただし、旅行契約の解除の申し出は、お申し込みの営業所の営業時間内でお受けいたします(お申し出の期日により取消料の額に差が生じることもありますので、お申し込みの営業所の営業日、営業時間、連絡先等はおお客様自身でもお申し込み時点で必ずご確認ください)。尚、複数人数のご参加で、一部のお客様が契約を解除される場合は、ご参加のお客様から運送・宿泊機関等の(1台・1室あたり)のご利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

各種ローンの取扱手続き上及びその他渡航手続き上の事由により、旅行契約解除の場合も上記の取消料の対象になります。

お客様のご都合による出発日の変更、プログラムの変更、人員減についてもお取り消しとみなし、取消料の対象となります。

お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除できます。

- a. 第10項に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第22項別表左側に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限りします。
- b. 第11項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当社提携先である体験提供者の事情等によるサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は、不可能になるおそれがきわめて大きいとき。
- d. 当社がお客様に対し、第5項(2)に記載の予約確認書を同項に規定する日までにお渡しできなかったとき。
- e. 当社の責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。

当社は本項「(1)」、「」により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金から所定の取消料を差し引き、払い戻しをいたします。取消料がすでにご入金済みの金額で賄えないときは、その差額を申し受けます。

(2) 旅行開始後

集合時刻を過ぎても集合場所にお越しにならないとき、もしくは集合場所で確認できないと当社が判断したときは募集型企画旅行契約を解除することがあります。この場合権利放棄とみなし払い戻しをいたしません。

お客様のご都合により旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しはいたしません。

旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられなくなった場合には、お客様は、当該不可能になった旅行サービス提供に

かかわる部分の契約を、取消料を支払うことなく一部解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供にかかわる部分に相当する代金をお客様に払い戻しいたします。

取消日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目(日帰りにあたっては 10 日目まで)に当たる日以降 8 日目に当たる日まで	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降 2 日目に当たる日まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始当日	旅行代金の 50%
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の 100%

14. 当社による旅行契約の解除及び催行中止

(1)お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

(2) 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

お客様の人数が契約書面(募集広告、パンフレット、当社ホームページ等)に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行は3日目)にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。

スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、当社提携先である体験提供者の事情等によるサービス提供の中止、官公署の命令、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又はそのおそれが極めて大きいとき。

通信契約を締結した場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効になる等、お客様

が旅行代金等に係る債務の一部、又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

(3) 旅行開始後

旅行開始後であっても、次の項目に該当する場合は、当社はお客様にあらかじめ理由を説明して、旅行契約の全部又は一部を解除することがあります。

- a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、その他の者による当社の指示に従わないとき、またこれらの者又は他のお客様に対する暴行又は脅迫等により、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、当社提携先である体験提供者の事情等によるサービス提供の中止、官公署の命令とその他の当社の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能になったとき。

解除の効果及び払い戻し

本項「(3)」に記載した事由でお客様または当社が旅行契約を解除したときは、第 13 項「(1)」によりお客様が取消料を支払って旅行契約を解除する場合を除き、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスにかかわる部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の項目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

本項「(3)」の a、c により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様の負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

当社が本項「(3)」の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

旅行代金の払い戻しの期間

当社は、第 11 項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合、前項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対して払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては、解除の翌日から起算して 7 日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。

本項の規程は、第 16 項(当社の責任)又は第 19 項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

15. 当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

16. 当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生日から2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、上記の責任を負うものではありません。
- (2) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生日から15日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。
- (3) お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、上記の責任を負うものではありません。

天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
運送・宿泊機関の事故もしくは火災又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
官公署の命令又は伝染病による隔離
自由行動中の事故
食中毒
盗難・詐欺等の犯罪行為
運送期間の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
その他、当社の関与し得ない事由

17. 通訳案内士

当社は旅行の内容により通訳案内士その他の者を同行させて旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。

18. 旅程管理

当社は、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合、この限りではありません。

- (1) お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約にしたがった旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変

更を最小限にとどめるよう努力すること。

19. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

20. 団体・グループ契約

- (1) 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数のお客様がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます)を定めて申し込んだ、募集型企画旅行契約の締結について、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成するお客様(以下「構成者」といいます)の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- (2) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (3) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (4) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。

21. 特別補償

- (1) 当社は、当社の故意又は過失の有無にかかわらず、別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体または手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。
死亡補償金(1500万円)・入院見舞金(2万円～20万円)及び通院見舞金(1万円～5万円)・携行品損害補償金:お客様1名につき15万円以内(ただし、補償対象品1個あたり10万円を限度とします)
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等の他、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターグライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日

程に含まれているときは、この限りではありません。

- (3) 当社が 16 項当社の責任(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (4) 当社は求めに応じてお客様が本旅行の日程から離れて行動するための手配を受けることがありますが、この場合当該別行動の旅行は手配旅行契約に 基づくものとなり、本項特別補償の適用はありません。

2.2. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次 の で規定する変更を除きます)は、第 6 項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更 事項について当社に第 16 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変 更の場合は変更補償金を支払います)。

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候・天災地変

イ. 戦乱

ウ. 暴動

エ. 官公署の命令

オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止

カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置

第 13、14 項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわる場合、当社は変更補償金を支払いません。

- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第 6 項で定める「旅行代金」に 15%を乗じて得た額を上限とします。

また 1 件の旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が 1,000 円未満である時は当社は変更補償金を支払いません。

- (3) 当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 16 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更にかかわる変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害補償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺しその残額を支払います。
- (4) 当社は、お客様が同意された場合、同等価値以上の物品・サービスの提供をもって、金銭による変更補償金の支払いにかえさせていただくことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金額 = 1 件につき下記の率 × お支払対象旅行代金	
	旅行開始日の前日まで にお客様に通知した場 合	旅行開始日以降にお客 様に通知した場合
契約書面に記載した旅行開始日又は旅行 終了日の変更	1.5%	3.0%
契約書面に記載した入場する観光地又は 観光施設(レストランを含む)その他旅行目 的地の変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した運送機関の等級又は 設備のより低い料金のものへの変更 (変更後の等級及び設備の料金の合計額 が契約書面に記載した等級及び設備のそ れを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
契約書面に記載した運送機関の種類又は 会社名の変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した本邦内と本邦外との間 における直行便の乗継便又は経由便への 変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した宿泊機関の客室の種 類、設備又は景観の変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した宿泊機関の種類又は 名称の変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した宿泊機関の客室の種 類、設備、景観その他の客室の条件の変 更	1.0%	2.0%
上記 ~ に掲げる変更のうち契約書面 のツアー・タイトル中に記載があった事項の 変更	2.5%	5.0%

注 1: 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれ

の変更につき1件として取り扱います。

注2: 号又は 号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注3: 号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注4: 号又は 号もしくは 号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

注5: 号に掲げる変更については、 号から 号までの率を適用せず、 号によります。

23. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2007年9月1日を基準としています。また、旅行代金は2007年9月1日現在有効な運賃・規則を基準として算出しています。

24. 保護措置

当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

25. 旅行代金の返金に関するご注意

当社では、お客様のご都合による取り消しの場合、返金に伴う取り扱い手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。予めご了承ください。

26. オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が実施する企画旅行(以下「当社実施のオプションツアー」といいます)の第21項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社実施のオプションツアーはパンフレット等で「旅行企画・実施:当社」と明示します。
- (2) オプションツアーの企画者が当社以外の現地法人である旨をパンフレット等で明示した場合には、当社は当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第21項(特別補償)で規定する損害に対しては、当社は同項の規定に基づき損害賠償金を支払います。ただし、当該オプションツアーの催行にかかわる企画者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該オプションツアーが催行される現地法人及び当該企画者の定めによります。
- (3) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項(特別補償)の規定は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

27. 個人情報の取り扱いについて

(1) 当社は、旅行申し込みの際に提出された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は、以下の利用目的の範囲内でお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

当社の商品やサービス、キャンペーンのご案内

旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い

アンケートのお願い

特典サービスの提供

統計資料の作成

(2) 個人情報の開示・提供

当社は、下記の場合を除き、お客様からお預りした個人情報を第三者に開示・提供いたしません。

お客様ご本人の同意がある場合。

旅行サービス提供機関や当社及び販売店の手配業務委託先に、旅行サービス手配に必要な最小限度の情報を開示・提供する場合。

法的な命令等により個人情報の開示・提供を求められた場合。

(3) お客様からご提供いただけない個人情報が旅行サービス手配に必要な不可欠な情報である場合、当社は、お客様からのお申し込みをお断りする場合があります。